

平成24年11月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 玉城 豊

平成23年(ワ)第101号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成24年9月18日

判 決

那覇市

原 告	上 原	正 稔
同訴訟代理人弁護士	徳 永 信 一	
	中 村 正 彦	
	上 原 千 可 子	

那覇市字天久905番地

被 告	株式会社琉球新報社
同代表者代表取締役	富 田 謂 一
同訴訟代理人弁護士	池 宮 城 紀 夫
	赤 嶺 真 也
	島 田 考 人

主 文

- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、1045万9000円及びこれに対する平成23年2月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告が発行する日刊新聞「琉球新報」夕刊紙上にドキュメンタリーを連載していた原告が、被告が原告の執筆した原稿を掲載しなかったのは、原

被告間の連載執筆契約の債務不履行又は原稿が掲載される期待権の侵害若しくは著述の作品を未完にさせた著作者人格権の侵害等による不法行為に当たり、原告は、このことによって逸失利益及び慰謝料の合計1045万9000円の損害を受けたと主張して、被告に対し、同額及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成23年2月5日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実又は証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者

ア 被告は、昭和24年に設立された、日刊新聞「琉球新報」を発行する株式会社である。琉球新報は、沖縄の地方紙として、長年、当地の販売シェアを「沖縄タイムス」と二分している。

イ 原告は、琉球新報及び沖縄タイムス紙上で、沖縄戦を中心とした数々の戦記物の連載を行ってきたドキュメンタリー作家である。

（2）原告の『パンドラの箱を開ける時』以前の連載

ア 原告は、平成8年6月1日から同月25日まで、琉球新報の文化欄で、渡嘉敷戦に参加して集団自決の惨状を目撃したグレン・シアレス伍長（以下「シアレス伍長」という。）の手記を翻訳してこれに注釈を加えた『沖縄戦ショウダウン』（副題「「集団自決」を目撃した米兵士の記録」）を13回にわたり連載した（乙1の1～13、弁論の全趣旨（訴状4頁等））。

イ また、原告は、平成18年4月4日から同年12月28日まで、琉球新報の夕刊で、長編戦記物の『戦争を生き残った者の記録』を147回にわたり連載した（甲1、甲19の1～9、弁論の全趣旨（訴状5頁、答弁書5頁等））。

（3）『パンドラの箱を開ける時』の連載の概要

ア 原告は、平成19年5月26日から、琉球新報紙上で、『パンドラの箱を開ける時』（副題「沖縄戦の記録」）の連載を開始した（甲1、乙3の1）。

この連載は、毎週火曜日から土曜日までの琉球新報夕刊紙上に掲載することとされ、原告の原稿料は、連載1回分（約1800字）につき900円とされた（乙3の2、弁論の全趣旨（訴状8頁、答弁書5頁等））。

その後、原告は、同年6月16日の連載第15回で、末尾に「第1話おわり」と記載し、第1章第1話「みんないなくなったー伊江島戦」の連載を終えた（甲4、乙3の2～15）。

イ 原告は、平成19年6月17日、被告における原告担当記者だった前泊博盛編集委員（以下「前泊」という。）に対し、同月19日から開始となる第1章第2話「慶良間で何が起きたのか」（以下「慶良間編」ということがある。）の最初の5回分の素原稿（直しの予定のある原稿）を、Eメールに添付して送信した（甲3の1～3）。この原稿の内容は、別紙1記載のとおりである。

しかし、第1章第2話「慶良間で何が起きたのか」は掲載されず、『パンドラの箱を開ける時』の連載は、同日から同年10月16日の琉球新報夕刊で再開されるまでの間、中断された。

ウ 原告は、平成19年10月16日から、第2話を「軍政府チームは何をしたか」と改題して、『パンドラの箱を開ける時』の連載を再開した（甲5）。

原告は、その後、平成20年8月19日まで、合計180回にわたって『パンドラの箱を開ける時』の連載をした（乙5の4）。

エ 原告は、同日、被告に対し、連載の最終回とするつもりで第181回の原稿を送付した（乙6）。この原稿の内容は、別紙2記載のとおりである。

しかし、第181回は、同月20日の琉球新報夕刊に掲載されず、被告

は、代わりに、『パンドラの箱を開ける時』の連載は第180回をもって終了した旨のことわり記事を掲載した（甲44）。

2 爭点

- (1) 被告が原告の慶良間編及び第181回の原稿を琉球新報紙上に掲載しなかったことが、原被告間の連載執筆契約の債務不履行に当たるか否か（争点①）
- (2) 被告が原告の慶良間編及び第181回の原稿を琉球新報紙上に掲載しなかったことが、被告の原告に対する不法行為に当たるか否か（争点②）
- (3) 原告の損害額（争点③）

3 爭点に関する当事者の主張

- (1) 争点①（原稿不掲載の債務不履行該当性）について

ア 原被告間の連載執筆契約の内容

[原告の主張]

原告は、被告の嘉数武編集局長（当時）（以下「嘉数局長」という。）の依頼に基づいて、編集局長の権限で掲載することができる琉球新報夕刊紙上の連載枠で、平成18年4月4日から同年12月28日まで、147回にわたって、『戦争を生き残った者の記録』を連載し、その続編として、平成19年5月26日から平成20年8月19日まで、180回にわたって、『パンドラの箱を開ける時』を連載した。すなわち、原告は、嘉数局長の依頼に基づいて沖縄戦をテーマにしたドキュメンタリーを執筆し、原稿料を受領していたのであり、そこに觀念される連載執筆契約の内容は、大要以下のとおりであった。

テーマ	沖縄戦のドキュメンタリー
掲載枠	夕刊連載枠、週5回（火曜～土曜）
期間（回数）	定めなし
原稿料	9000円／1回（約1800字）

もっとも、読者に対する予告編である第1回「はじめに」では、『パンドラの箱を開ける時』の趣旨、内容、構成、用いる資料等について詳しく語られており、琉球新報紙上に掲載された以上、それが『パンドラの箱を開ける時』の連載に関する原被告間の合意事項として位置付けられる。すなわち、本件に照らせば、第2話において、慶良間で起きた集団自決の真相に関するドキュメンタリーの連載に係る合意が確認されたということであり、被告は、特段の事情がない限り、それを掲載する義務を負うべきである。

被告は、新聞社として、提出された原稿の掲載を拒否することができる場合があり得るが、本件のように、ドキュメンタリー作家である原告と、社会の公器を自任する新聞社である被告との間に、それまでの連載の実績と相互信頼に基づいて、長期間にわたる連載執筆契約が成立している場合には、原被告間の連載執筆契約に基づいて執筆された連載原稿については、被告は、特段の事情がない限り、原告が執筆した原稿を琉球新報紙上の所定欄・枠に掲載する義務を負担しているのであり、基礎とする事実に誤りがないにもかかわらず、編集方針と異なる意見や結論であることを理由に掲載を拒否することは許されない。

被告は、『戦争を生き残った者の記録』の連載後、『パンドラの箱を開ける時』の連載前に、初出の資料を用いた新連載をするという内容で新たに連載執筆契約を交わしたと主張するが、原被告間で交わした連載執筆契約の内容は、上記のとおりであり、毎回初出の資料を用いるとか、初出の資料だけを用いる等の、沖縄戦のドキュメンタリーの執筆を不可能にするような原告の著述スタイルに反する合意を含む連載執筆契約を交わしたことはない。

[被告の主張]

平成19年、原告から被告に対して、琉球新報紙上で新たに連載をした

い旨の申し出があり、それを受け、原告と被告は、連載の趣旨、内容、回数、開始時期等について協議を行い、以下の内容で合意した。

連載名	パンドラの箱を開ける時
連載日	毎週5回（火曜～土曜）
回数	全150回～170回
連載開始日	平成19年5月25日（金）
連載の趣旨	慰霊の日を前に、沖縄戦の様子を米軍の戦時日記を中心紹介する。資料は米公文書館所蔵の米軍日記。初出の資料を使い、米軍がどのように戦っていたか、日本軍や沖縄住民は米軍にどのように映っていたか、終戦直後の住民の様子などを紹介する。

原告は、『パンドラの箱を開ける時』第1回において、いまだ知られていない資料や証言をもとに、歴史事実を初めて明らかにする内容となるものであることを明記していたのであり、原被告間の連載執筆契約が、初出の資料を用いた新連載をするという内容のものであったことは明らかである。

イ 慶良間編の不掲載の債務不履行該当性

[原告の主張]

(ア) 原告は、平成19年6月14日、第2話「慶良間で何が起きたのか」に用いる原稿を、資料と共に前泊に手渡した上で、同月17日に、上記第2話の5回分の原稿「イスラエルの東端に」及び「ニューヨーク・タイムズ」をEメールに添付して送信した。前泊は、渡された原稿を読んで「これは面白そうだなあ。」と言い残して東京へ出張した。

ところが、同月18日の12時ころ、原告は、前泊から被告の本社ビルに呼び出され、ビルの6階の空き部屋へ連れて行かれた。そこには、被告編集局の枝川健治（以下「枝川」という。），玻名城泰山及び上間

了が待ち構えており、前泊は、原告に対し、開口一番、「第2話は掲載しない。」と言った。

(イ) 原告は、第2話の掲載拒否を一方的に通告した前泊らの対応に激怒し、掲載しない理由の説明を求めたが、社の方針であると言われるだけであったので、納得がいかず、記者会見して言論弾圧を告発するとまで口にした。原告は、結局、編集委員と原告との板挟みにあって懊惱する嘉数局長の姿を目の当たりにして、記者会見に訴えることを思い止まった。その後、連載の中斷中に、原告は、嘉数局長から、前泊を更迭することと、慶良間編は少し後で連載することを申し入れられ、中斷から4か月後に連載を再開した。

(ウ) 被告が第2話「慶良間で何が起きたのか」の掲載を拒否した理由は、予告されていた第2話の内容が、当時被告が展開していた、集団自決が軍の命令によるものであるとする軍命説の記載を教科書から削除させた教科書検定意見の撤回を求める社説や報道記事を連日掲載する一大キャンペーンに水を差す内容となることが予想できたためである。

すなわち、原告が第2話の導入部として提出した5回分の原稿のうち3回分の「イスラエルの東端に」は、シアレス伍長の日記を用いたものであり、同日記を発表した『沖縄戦ショウダウン』は、いわゆる集団自決が日本軍の隊長の命令に基づくものではないことをシアレス伍長の証言と原告自身の追跡調査によって明らかにしたものであったから、第2話の結論は、集団自決命令はなかったとの結論が予想されたのである。

したがって、第2話の掲載拒否は、集団自決命令がなかったという結論が予想された記述が掲載されるのを阻止することにあったものであり、掲載拒否を正当化しうる合理的な理由はないから、被告が慶良間編を掲載しなかったことは、原被告間の連載執筆契約の債務不履行に当たるというべきである。

(エ) 被告は、慶良間編の不掲載の理由として、原告が提出した原稿の内容が原告が過去に琉球新報紙上で発表した『沖縄戦ショウダウン』の内容とほぼ同じであり、初出の資料を用いて新連載をするという原被告間の連載執筆契約に違反したことを挙げる。

確かに、第2話の冒頭3回分となる原稿「イスラエルの東端に」には、『沖縄戦ショウダウン』からほぼそのまま引用した部分がある。しかし、引用した部分は、集団自決を目撃した第一級の資料であるシアレス伍長の日記の翻訳であり、原資料そのものであって、ドキュメンタリーにおいては、原則として改変を加えてはならない部分である。そして、引用の分量についても、同原稿の他の部分は、引用も二重掲載もない地の文であるし、第2話の導入部における目撃証言（日記）の引用が2、3回分を占めても、第2話だけで構想段階で約40～50回となる主たる物語に対し、主従が逆になるということはない。

しかも、仮に初出の資料を用いることが原被告間の連載執筆契約の内容となっていたとしても、沖縄戦のドキュメンタリーを初出の資料だけを用いて連載するのは非現実的であって、初出の資料以外の資料を用いてはならないという意味ではないはずであるところ、原告は、第2話の連載に当たって、前泊に、『沖縄戦ショウダウン』はもとより、『沖縄方面陸軍作戦』や、原告が沖縄史料編集所で発見した初出の資料である『第77師団アクション・レポート』を原資料として渡していたのであるから、第2話の続きは、初出の資料を用いて構想された新しい物語が執筆されることを前泊らも理解していたはずである。

そもそも、過去の著述を下敷きにして原稿を執筆するのが原告の著述スタイルであり、原告が執筆した原稿は、たとえ重複があっても、被告においてそのまま掲載されてきたものであるが、単にシアレス伍長の日記を大量に再掲することが問題だというのであれば、日記の引用の分量

を減らすなり、冒頭「イスラエルの東端に」に引用した集団自決の目撃談を、原告が昭和60年に沖縄タイムスで連載していた『沖縄戦日誌』で発表していたもののその後の調査に基づく新たな視点を付加した「ニューヨーク・タイムズ」のそれに差し換えるなりして修正し、「慶良間で何が起きたのか」の執筆を続けるという選択肢も検討されてよかつたはずであるのに、そのようなことが話し合われた痕跡もない。前泊らは、原告との話合いの前から、第2話の掲載拒否を決めていたといわざるを得ない。

したがって、被告の挙げる理由は、慶良間編の掲載拒否の理由にならない。

[被告の主張]

(ア) 原告は、『パンドラの箱を開ける時』の第1話の連載終了後、被告に対し、第2話慶良間編の原稿を提出したが、その内容は、原告が過去に琉球新報紙上で発表した『沖縄戦ショウダウン』の内容とほぼ同じものであった。また、第1話についても、『沖縄戦ショウダウン』の内容と同様の記載があることが判明した。そして、『沖縄戦ショウダウン』を引用するに当たり、読者に対する断りなどではなく、過去に発表した『沖縄戦ショウダウン』をあたかも初出の資料であるかのように引用しているだけであった。したがって、慶良間編の内容は、初出の資料を用いた新連載ではなく、原告の提出した原稿は、原被告間の連載執筆契約に反するものであった。

(イ) そこで、被告は、平成19年6月27日、原告に対し、以前発表された『沖縄戦ショウダウン』を再び掲載することは新聞社との信頼を裏切るものであり、掲載できない旨を伝えた。これに対し、原告は、他の部分からでも構わないので掲載してほしいと述べ、慶良間編を掲載しないことに同意した。原告は、その後、連載の中止中も再開後も、被告に対

し、慶良間編を掲載するよう求めたことはなかった。

したがって、被告が慶良間編を琉球新報紙上に掲載しなかったことは、原被告間の連載執筆契約に違反するものではない。

(ウ) 『沖縄戦ショウダウン』が資料であるとしても、『パンドラの箱を開ける時』の連載においては、あくまで初出の資料を用いることが前提になっているから、過去に発表されている『沖縄戦ショウダウン』を用いることは連載執筆契約違反に当たる。

このように、被告が慶良間編を掲載しなかったのは、原被告間の連載執筆契約の内容に違反するものであったからであり、教科書検定問題とは全く関係がない。

ウ 第181回の原稿の不掲載の債務不履行該当性

[原告の主張]

(ア) 原告は、平成20年8月上旬、被告の担当者から、そろそろ『パンドラの箱を開ける時』の連載の終了の時期であるとの示唆を受けた。原告は、同人の理解者である嘉数局長が同年6月に更迭されたことから後ろ楯を失ったと感じていたこともあって、被告の要請を受け、第13話「そして人生は続く」をもって長期連載『パンドラの箱を開ける時』を終えることにした。

(イ) 最終回となる第181回の原稿において、原告は、『沖縄戦ショウダウン』と沖縄タイムスに連載された宮城晴美の『母の遺言』、そして産経新聞に掲載された照屋昇雄の証言等を要約して引用し、軍の隊長による自決命令はなかったとの集団自決の真相を書き、後半部は赤松隊長の2通の手紙を紹介して、「これでパンドラの箱を閉じる。パンドラの箱に残ったもの、それは人間の真実だ。（おわり）」として長期連載を終えた。予告編たる「はじめに」において慶良間の集団自決について「事件の主人公たちの知られざる証言を基に事件の核心を突くものになるだ

ろう。」と予告していた以上、この部分は、連載を完結する上で必要不可欠なものであった。ところが、第181回の原稿は、慶良間編と同じく、集団自決が軍の命令によるものだとするキャンペーンを展開した社の編集方針に反するため、被告から、その書き換えを迫られたが、原告は、断固としてこれを拒否した。

(ウ) 第181回の原稿の前半部分に記載された、多くの沖縄県民が偏った新聞報道等からあったと思い込まされている集団自決の隊長命令が実は存在しなかったという真相は、沖縄では衝撃的なものであり、その真実を示す上で『沖縄戦ショウウダウン』で発表した関係者の証言等を手際よく紹介することが必要であることは明らかであり、新味のない焼き直し的なものであるなどということはない。

(エ) また、後半部分に引用した、赤松隊長が渡嘉敷島の警察官だった比嘉喜順にあてた2通の手紙の内容は、非道な集団自決の冤罪を着せられ、赤鬼と罵倒された赤松隊長が保持していた人間の尊厳を訴えてやまない、まさしく集団自決の核心を突くものであり、沖縄の読者を瞠目させるものとなるだろうと予告された長期連載『パンドラの箱を開ける時』の幕を閉じるにふさわしい重要な資料であった。しかも、これらは、紛れもない初出の資料であったから、「二重掲載」や「初出の資料ではない」などの理由で、掲載拒否が正当化できるものではない。

(オ) したがって、被告が第181回の原稿を掲載しなかったことが原被告間の連載執筆契約の債務不履行に当たることは明らかである。

[被告の主張]

(ア) 原告が掲載予定日の前日である平成19年8月19日に被告の担当者に送付してきた第181回の原稿は、全113行のうち、8割以上の79行までもが他の新聞や『沖縄戦ショウウダウン』の紹介であった。被告の担当者は、原告との間で、連載執筆契約の内容が初出の資料を用いた

新連載であること、過去の連載を蒸し返す原稿を載せないことを確認していたにもかかわらず、原告が同様の原稿を書いてきたため、原告に対し、書き直すよう依頼した。しかし、原告が書き換えるつもりはないと言えたため、被告の担当者は、原告に対し、第181回は掲載できないので、180回で終了することになる旨伝えたが、原告から何ら連絡はなく、180回で終了したことについて、抗議等を受けることもなかつた。

- (イ) このように、被告の担当者は、掲載日前日に送られてきた原稿ではあるが、限られた時間内で原告と調整しようとしたにもかかわらず、原告からの連絡がなかったのであり、第181回の原稿は、被告が一方的に掲載しないことにしたのではなく、原告が被告との話合いに応じる姿勢を示さなかつたことから、やむなく掲載しなかつたものである。
- (ウ) したがって、被告が第181回の原稿を掲載しなかつたことは、原被告間の連載執筆契約の債務不履行には当たらない。

(2) 争点②（原稿不掲載の不法行為該当性）について

[原告の主張]

ア ドキュメンタリー作家である原告は、被告から依頼された長期連載の執筆に当たり、その構想を練り、各地の図書館を歩廻し、取材対象者を訪ねて聞き取りを行った上で執筆を行うといった格段の負担を払っており、従前からの長期連載の実績と慣例（原告が執筆した原稿は、たとえ重複があっても、そのまま掲載してきた。ただし、校正や紙幅調整の範囲での修正は別である。）に基づいて原告が執筆した原稿がそのまま掲載されると期待し、あるいは信頼したものであり、かかる期待や信頼は、法的保護に値する利益である。

よって、被告が慶良間編及び第181回の原稿を掲載しなかつたことは、原告の被告に対する掲載の期待権を侵害する不法行為に当たる。